

佐賀県告示第 123 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日まで佐賀県県土整備部道路課及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 1 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 嬉野山内線	武雄市山内町大字鳥海字小越 9481 番 1 地 先から 武雄市山内町大字三間坂字茅場甲 12303 番 2 地先まで	令和 3. 4. 1
県道 波佐見山内 線	武雄市山内町大字三間坂字小村甲 12400 番 2 地先から 武雄市山内町大字鳥海字宮ノ後 9886 番 2 地先まで	令和 3. 4. 1